

本意見書は、MANGA議連(マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟)会長の古屋圭司衆議院議員より依頼を受け、2019年2月25日に提出をしたものの要旨です。今後の議論の参考資料として本意見書を公表します(2019年3月4日)。公表に際し、意見書提出後に公表された文化庁の説明資料等をふまえて修正を一部行っています。

ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての意見(要旨) 2019年2月25日
(2019年3月2日一部修正)

高倉成男・中山信弘・金子敏哉

1 結論

著作権法30条1項3号につき以下の[1][2]の要件を追加すべき:「著作権を侵害する自動公衆送信(…)のうち[1]原作のまま行われるものを受信して行うデジタル方式の複製(以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。)を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合であって、かつ[2]著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

* 合わせて刑事罰(著作権法119条3項)についても[1][2]に相当する要件を追加

2 理由

- 「グレーな行為」は表現の自由のゆりかご:文化・産業・国際的な競争力の重要な基盤
⇒ 著作権者の利益を不当に害さない「グレーな行為」を全て禁止することは、**国益を損なう**
- 「グレーな行為」の違法化・処罰による表現の自由等の萎縮への国民の懸念
⇒ 海賊版対策という立法目的を達成し、かつ、課題たるグレーな行為の萎縮を最小化する必要
- 主観的要件(違法と知っていた場合に限る)のみでは不十分
⇒ [1][2]の客観的要件により、海賊版のダウンロードを違法化するものであることを明確化。
- 著作権制度に対する国民の信頼を損なわない為にも、懸念に応え海賊版への限定を!

3 [1][2]の限定に対する懸念・反対意見について

- 「条文案は確定的な違法性の認識を要件とするために萎縮効果は生じない」
⇒ 裁判所がそのように解釈するとは限らず、萎縮効果が生じないとの理解は前提を欠く。確定的な違法性の認識の要件化は萎縮効果が残る一方、海賊版対策の実効性を損なう。
- 「[1]『原作のまま』では作品の一部・分割ダウンロードに対応できない」
⇒ 誤り。「原作のまま」は作品の一部を「原作のまま」利用する行為も含む。
上記懸念が前提とする「原作のまま」は作品の一部の利用を含まないとの解釈は、出版権や非親告罪化(H28改正、現行法)による海賊版対策の実効性を大きく損なう。
- 「[2]は主観的な要素を含み、悪質な侵害者に開き直られかねない」
⇒ 誤り。民事上の違法化は[2]に係る主観的な認識を要件としていない。刑事罰についても、悪質な海賊版のダウンロードについては[2]とその認識のいずれの要件も一般的に満たすといえる。むしろ開き直りの問題は「確定的な違法性の認識」を要件とする場合に生じる。
- 「現行法上[2]と同様の要件がある例は適法な著作物を対象とするものだけ」
⇒ 致命的な誤り。条文に矛盾。また42条(裁判手続き等での複製)・47条の4(キャッシュ等)の解釈に過去の政府答弁との矛盾を含む致命的な悪影響を与える理解。